

20

国の施策と条例の理解

防犯活動推進のための各省庁の施策

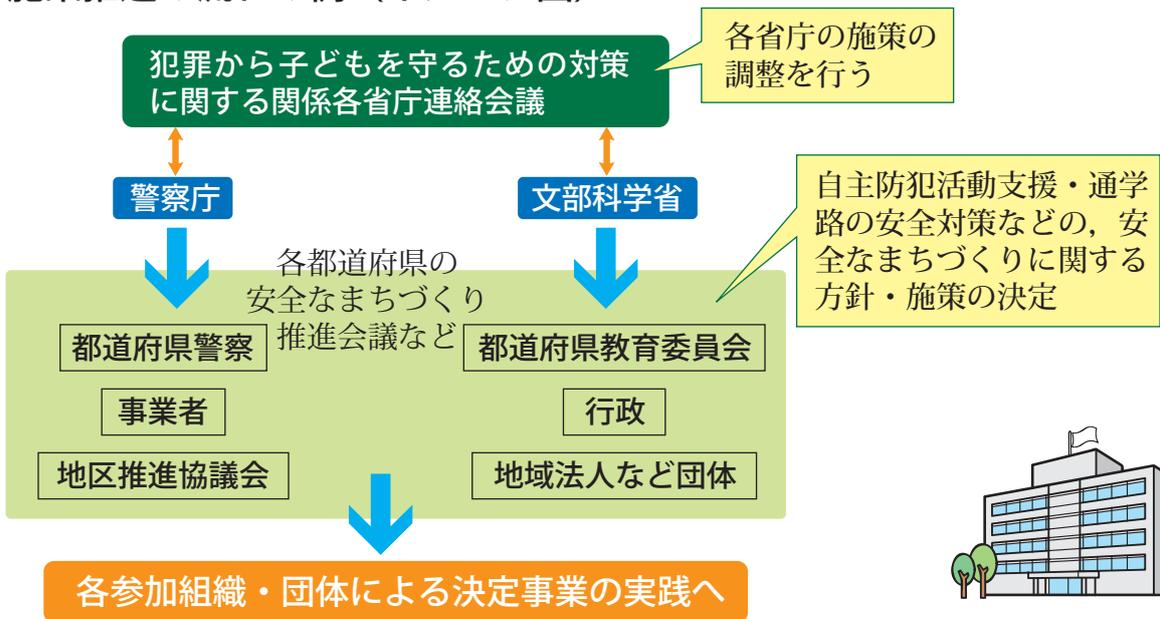
国では、子どもの安全確保や地域の防犯活動を推進するため、各省庁で様々な施策を講じています。

例えば、文部科学省では余裕教室や児童館を利用した子どもの居場所づくりを行う「放課後子ども教室推進事業」や、地域と学校・家庭が一体となった活動の推進を行う「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を推進しています。

一方、警察庁では、活動拠点を中心としたボランティア活動を進める「地域安全安心ステーション事業」やスクールサポーターの育成、コンビニエンスストアのセーフティステーション化、「子ども110番の家」に対する支援などを行っています。

こうした施策は、文部科学省、警察庁、経済産業省といった関係各省庁により構成された「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係各省庁連絡会議」によって連絡調整が行われ、推進されています。

施策推進の流れの例（イメージ図）



施策や条例を理解し活動を推進しよう

規準表〈11a〉 国や自治体の防犯対策や施策・事業についての現状を理解している。

ねらい □□ ①自治体の「防犯条例」,「安心・安全まちづくり条例」などの有無や内容について知っている。



都道府県・市区町村での条例

各都道府県では「安全・安心まちづくり推進条例」「防犯まちづくり条例」といった、安全なまちづくりに関する条例（生活安全条例）を制定しています。条例の内容は各都道府県ごとに差異がありますが、多くの場合は、行政・住民・事業者それぞれの役割と防犯に関する指針を規定しています。内容の例としては、次のようなものが規定されています。

- ・住民は自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めること。
- ・行政は住民の活動に対し理解を深め、必要な支援すること。
- ・行政、住民は相互協力するよう努めること。
- ・通学路、及び公園、広場の管理者、地域住民、保護者、警察は防犯ボランティア等と連携し、児童の安全を確保するよう努めること。
- ・行政は児童とその保護者に対し児童が犯罪にあわないための教育を充実し、情報の提供をするように努めること。

都道府県が定める条例に加え、独自で条例を制定している市区町村もあります。規定されている内容としては、地域の防犯推進協議会の規定、自主防犯活動への助成、あいさつ運動や見守り活動の具体的な自主防犯活動の推進内容等、地域によって様々です。

 **ビデオ教材**（ビデオ）
→ 国の施策と条例の理解

※ビデオを見て、国の施策と条例について理解を深めましょう。

Column

実際に市区町村で制定されている事例

・ボランティア活動について

神奈川県秦野市「第9条 防犯活動団体等は、日ごろから地域において幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対して、あいさつ、声かけ等を積極的に行い、児童等の安全を確保するための活動に努めるものとする。」

・住民の役割

大分県大分市「第5条 町民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、相互に協力して犯罪を防止する活動を行うよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」